

## 資料14

### 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の設置に関する規則要綱案

#### 1 設置

最高裁判所に、下級裁判所裁判官指名諮問委員会(以下「委員会」という。)を置くものとする。

#### 2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

1. 最高裁判所の諮問に応じて、高等裁判所長官、判事及び判事補(以下「下級裁判所裁判官」という。)として任命されるべき者を指名することの適否その他指名に関する事項を審議すること。
2. 1.の規定により指名の適否について諮問に付した者(以下「指名候補者」という。)に関する情報を収集すること。
3. 1.の審議の結果に基づき、最高裁判所に意見を述べること。

#### 3 委員会への諮問

(1) 最高裁判所は、下級裁判所裁判官として任命されるべき者として指名されることの希望を申し出た者(以下「任官希望者」という。)については、当該者を指名することの適否を委員会に諮問しなければならないものとする。

(2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、最高裁判所は、委員会に対して、任官希望者を指名することの適否を諮問することを要しないものとする。

1. 判事を高等裁判所長官に指名する場合。
2. 任官希望者がかつて下級裁判所裁判官として任命されたことがあり、かつ、その者の免官又は転官から経過した期間が短期であるなど、諮問をする必要性が低いものとして委員会が定める場合。

(3) 最高裁判所は、委員会に対して、指名の適否の意見を述べないものとするものとする。

#### 4 所掌事務に関連する事項

最高裁判所は、指名候補者について指名するか否かを決定したときは、その結果を委員会に通知するものとする。

この場合において、次のいずれかに該当するときは、その決定の理由をも委員会に通知するものとする。

1. 委員会が指名することは適当である旨の意見を述べた指名候補者を指名しなかったとき。
2. 委員会が指名することは適当ではない旨の意見を述べた指名候補者を指名したとき。
3. その他最高裁判所が必要と認めるとき。

## 5 組織

委員会は、委員11人で組織するものとする。

## 6 委員の任命

委員は、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験のある者のうちから、最高裁判所が任命するものとする。

## 7 委員の任期等

- (1) 委員の任期は、3年とするものとする。
- (2) 委員は、再任されることができるものとする。
- (3) 委員は、非常勤とするものとする。

## 8 委員長

- (1) 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任するものとする。
- (2) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表するものとする。
- (3) 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理するものとする。

## 9 議事

- (1) 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないものとする。

(2) 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。

## 10 委員会の権限

(1) 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、指名候補者に対して必要な説明を求め、又は指名候補者の意見を聴くことができるものとする。

(2) 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、裁判所、検察庁、日本弁護士連合会、弁護士会その他の団体又は個人に対して、資料の提出、説明その他の必要な協力を依頼することができるものとする。

## 11 地域委員会の設置

(1) 委員会に、地域委員会を置くものとする。

(2) 地域委員会は、各高等裁判所の所在地に置くものとする。

## 12 地域委員会の所掌事務等

(1) 地域委員会は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

1. 指名候補者に関する情報を収集して、その取りまとめを行うこと。

2. 1.の規定により取りまとめた内容を委員会に報告すること。

(2) 地域委員会は、(1)の規定により報告をするに当たっては、必要な意見を付することができるものとする。

## 13 地域委員会の組織

地域委員会は、地域委員5人で組織するものとする。ただし、必要と認める場合には、10人に達するまで地域委員の数を増加することができるものとする。

## 14 地域委員の任命

各地域委員会の地域委員は、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験のある者であって、各地域委員会に係る高等裁判所の管轄区域内において居住又は執務するもののうちから、最高裁判所が任命するものとする。

#### 15 地域委員の任期等

- (1) 地域委員の任期は、3年とするものとする。
- (2) 地域委員は、再任されることができるものとする。
- (3) 地域委員は、非常勤とするものとする。

#### 16 地域委員長

- (1) 地域委員会に地域委員長を置き、地域委員の互選により選任するものとする。
- (2) 地域委員長は、会務を総理し、地域委員会を代表するものとする。
- (3) 地域委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する地域委員が、その職務を代理するものとする。

#### 17 議事

- (1) 地域委員会は、地域委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないものとする。
- (2) 地域委員会の議事は、地域委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、地域委員長の決するところによるものとする。

#### 18 地域委員会の権限

- (1) 地域委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、指名候補者に対して必要な説明を求め、又は指名候補者の意見を聴くことができるものとする。
- (2) 地域委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、裁判所、検察庁、日本弁護士連合会、弁護士会その他の団体又は個人に対して、資料の提出、説明その他の必要な協力を依頼することができるものとする。

## 19 庶務

委員会の庶務は、最高裁判所事務総局総務局において処理するものとする。ただし、地域委員会に係るものについては、各地域委員会に係る高等裁判所の事務局総務課において処理するものとする。

## 20 その他

この要綱案に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。ただし、地域委員会に係るものについては、地域委員長が地域委員会に諮って定めるものとする。